

市の取り組みについて



1. ため池の届出

■ため池届出の内容

- ①法律及び条例に基づき、全ての農業用のため池について提出することが義務化。
- ②届出には、
 - ・ため池名称・所在
 - ・所有者氏名・住所
 - ・管理者氏名・住所
 - ・受益面積・堤高・堤長・貯水量などの記載が必要
- ③上記②の内容が変更となる場合に「ため池変更届」の提出が必要
- ④ため池を廃止した場合に「ため池廃止届」の提出が必要

既存ため池変更届出書

神戸市長 様 届出者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地、その他の団体にあっては代表者の住所)

令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日

神戸市○○区○○町○○ ××番地

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

○○水利組合 代表 六甲 一郎 印

電話番号 (078) - ××× - ×××

次のとおり、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2号/附則第2条第2項及びため池の保全等に関する条例第13条第2項14条第2項の規定により、届け出ます。

変更年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日		
変更の理由	水利組合の代表者変更のため		
変更項目	変更前	変更後	
ふりがな	まるまるいし	同左	
ため池の名称	○○池	同左	
ため池の所在地	神戸市○○区○○町○○ ○○番地	同左	
所有者	氏名(名称)	○○水利組合	同左
	住所	神戸市○○区○○町○○ ○○番地	同左
	代表者(法人の場合)	神戸 太郎	同左
	共有者	神戸 二郎 (別紙)	他 名 (別紙)
管理者	氏名(法人その他の団体にあっては名称)	○○水利組合	同左
	住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)	神戸市○○区○○町○○ ○○番地	神戸市○○区○○町○○ ××番地
	代表者(法人又は団体の場合)	神戸 太郎	六甲 一郎
	管理の内容	ため池の操作 維持(除草等) 修繕 その他	ため池の操作 維持(除草等) 修繕 その他
管理の権限の種類	委任 賞借 共同入会 その他(専断管理など)	委任 賞借 共同入会 その他(専断管理など)	
電話番号	(078) - △△△ - △△△	(078) - ××× - ×××	
ため池から農業用水の供給を受ける農用地の面積	100,000 m ²	同左	m ²
堤高・堤頂長・総貯水量	5.0 m ・ 120 m ・ 9,000 m ³	同左 m ・ 同左 m ・ 同左 m ³	

【交付資料】(変更があった資料に限る)
 (1) 法人の登記又は実務行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
 (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
 (3) その他知事が必要と認めるもの

注 1 変更項目の変更前の欄は全て記入し、変更後の欄において変更のない項目は「同左」と記入。

110



1. ため池の届出

BE KOBE

■ため池届を提出しないと以下の支援を受けることが不可となる。

①国の補助事業・交付金事業

国の補助金を活用した、ため池の改修や廃止事業適用できなくなります。※届出の提出以外にも事業の活用には要件があります。

②災害復旧事業関連

大雨等によりため池が被災したとき、災害復旧事業による支援（市による復旧工事（※一部地元負担有り）または被災者が行う復旧工事に対する市の補助）が受けられなくなります。

③市単独補助事業

ため池や水路等の改修・ため池の廃止工事をしたい場合に、市の補助を受けられなくなります。

様々な補助を活用いただけません。
必ず提出をお願いします！

1. ため池の届出(変更届時の注意事項) BE KOBE

既存ため池変更届出書

① 令和 ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日

神戸市長 様

届出者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地、その他の団体にあっては代表者の住所)

神戸市○○区○○町○○ ××番地

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

○○水利組合 代表 六甲 一郎

電話番号 (078) - ××× - ×××

次のとおり、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2号/附則第2条第2項及びため池の保全等に関する条例第13条第2項14条第2項の規定により、届け出ます。

変更年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日	
変更の理由	水利組合の代表者変更のため	
変更項目	変更前	変更後
ふりがな	まるまるいけ	同左
ため池の名称	○○池	同左
ため池の所在地	神戸市○○区○○町○○ ○○番地	同左
所有者	氏名(名称)	○○水利組合
	住所	神戸市○○区○○町○○ ○○番地
	代表者(法人の場合)	神戸 太郎
共有者	神戸 二郎	他 名 (別紙)
管理者	氏名	○○水利組合
	住所	神戸市○○区○○町○○ ○○番地
	代表者(法人又は団体の場合)	神戸 太郎
	管理の内容	ため池の操作 維持(除草等) 修繕 その他
管理の権原の種類	委任 貸借 共同(入金) その他(事務管理など)	委任 貸借 共同(入金) その他(事務管理など)
電話番号	(078) - △△△ - △△△	(078) - ××× - ×××
ため池から農業用水の供給を受ける農用地の面積	100,000 ㎡	同左 ㎡
幅高・堤頂長・総貯水庫	5.0 m ・ 120 m ・ 9,000 m ³	同左 m ・ 同左 m ・ 同左 m ³
ID		

④ 【添付資料】(変更のあった資料に限る)
 (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
 (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
 (3) その他制約が必要と認められるもの

注 1 変更項目の変更前の欄は全て記入し、変更後の欄において変更のない項目は「同左」と記入。

■よくある指摘事項

① 日付抜け

② 別紙の提出抜け

※共有名義者が複数名の場合に必要な

③ 誤った数値を記載している

※数値不明でお困りの場合は、

市担当者へ事前にご相談ください

④ 添付資料の抜け

(1) 法人の定款又は寄附行為の写し

(2) 団体の規約等

(3) その他参考となるべき資料

※内容に変更がない場合は、添付を

省略可能

神戸市HPもご覧ください!

ため池変更届出書の様式や記載例

を掲載しています。

「神戸市 ため池届」で検索して

ください。



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■ 支援の背景・目的

- 近年、老朽化したため池関連施設の改修要望が増えている。
- 国庫補助事業を活用するには、費用対効果など多くの採択要件があり、工事が完了するまでに膨大な時間や手間がかかる場合がある。
- 一方で、地元の方々に工事を行うと、金銭的な負担が大きい。

↓

地元の方々に改修・廃止工事を行う場合に、市が一部補助を行い金銭的負担を軽減することで、農業生産基盤の整備や水利施設の防災減災を図ります。

※営農や防災上の観点から必要となる改修・廃止工事を行う個人・団体の方で補助の採択要件を満たしていれば、どなたでも活用いただけます。



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■一般水路・ため池改修事業

《事業概要》

- 国・県の補助事業の採択要件に満たない水路・ため池の部分的な改修に対して、市が一定の助成を行うもの。
- 地元負担の軽減や施設の早期回復、農業用水の安定供給による農作物の安定生産、農業経営の安定化を図る。

《採択要件》

- 受益戸数 2戸以上
(ただし、「特定ため池」の場合は、受益戸数要件なし)
- 事業費 (=工事費) 20万円以上 (市予算の範囲内)

《補助率》

- 対象事業費の 40% (地元負担60%)



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■ 一般水路・ため池改修事業（事例1）

【ため池堤体の補修】

- 事業目的：老朽化によりため池堤体の変形および崩壊が進行している。原形復旧することにより、災害の未然防止と農業用水の確保を図る。
- 補助額：290,400円（事業費：726,000円）

（着手前）



（着手後）



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■一般水路・ため池改修事業（事例2）

【水管橋の補修】

- 事業目的：ため池樋管出口に接続する水管橋が老朽化により漏水している。補修することで、災害の未然防止と農業用水の確保を図る
- 補助額：224,400円（事業費：561,000円）

（着手前）



（着手後）



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■ため池廃止事業

《事業名》

- 国・県の補助事業の採択要件に満たない特定ため池の廃止について、市が一定の助成を行うもの。
- 地元負担の軽減や防災上のリスクの軽減等を図る。

《採択要件》

- 「特定ため池」であること
- 事業費（＝工事費） 20万円以上（市予算の範囲内）

《補助率》

- 対象事業費の2/3（地元負担 1/3）



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■ため池廃止事業（事例1）

【堤体開削工事による貯水機能の廃止】

- ・ 事業目的：ため池堤体の陥没が進行しており、決壊により住宅等へ被害が及ぶおそれがある。農業利用がないため、貯水機能を廃止し、災害の未然防止を図る。
- ・ 補助額：183,000円（事業費：275,000円）

（着手前）



（着手後）



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■開水路改修事業

《事業概要》

- ため池の防災減災対策推進に合わせ、上下流の老朽化した用排水路について、市が一定の助成を行うもの。
- ため池の上下流の用排水路の整備を進め、水利施設として一体的となった防災・減災対策を図る。

《採択要件》

- 受益戸数 2戸以上
※ただし、「特定ため池」の上下流の用排水路（開水路のみ）が対象
- 事業費（＝工事費） 20万円以上（市予算の範囲内）

《補助率》

- 対象事業費の 90%（地元負担10%）



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■開水路改修事業（事例1）

【開水路崩壊部分の改修】

- 事業目的：ため池の下流水路が崩落している。水路を復旧することにより、農業用水の確保と災害の未然防止の確保を図る。
- 補助額：1,799,820円（事業費：1,999,800円）

（着手前）

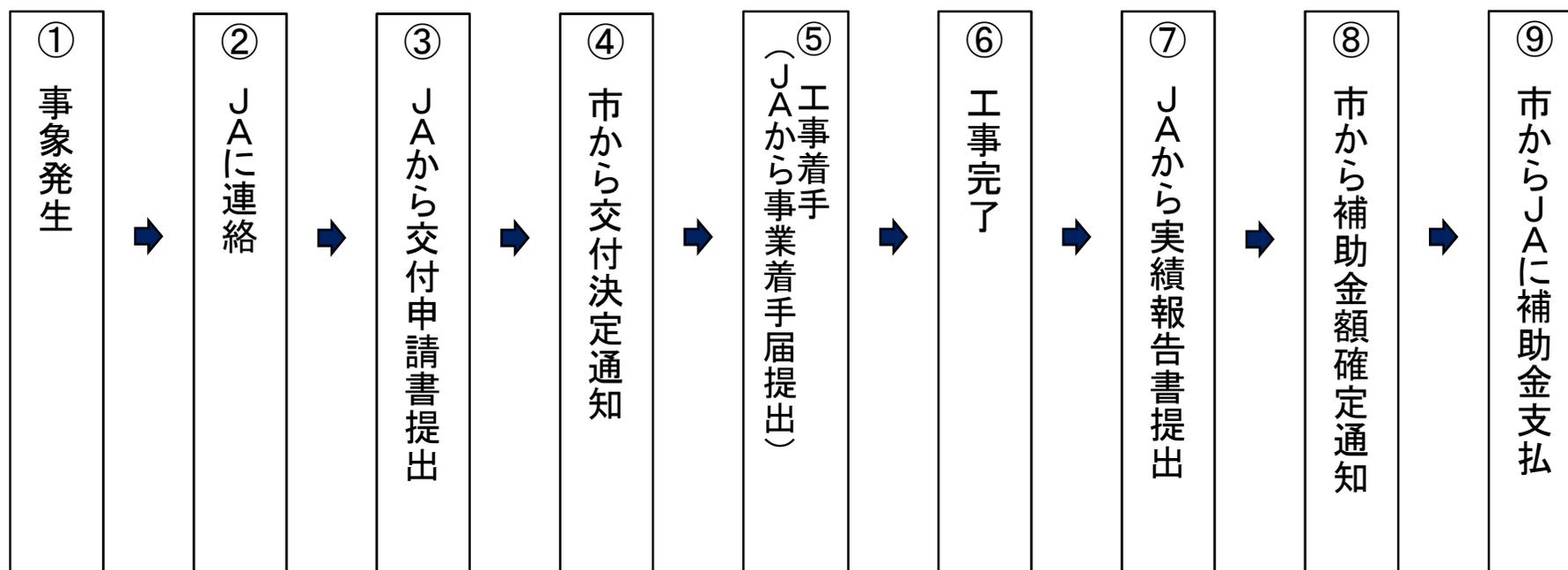


（着手後）



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■手続きの主な流れ（JAを通して申請する場合）



- ・JAに連絡があり次第、市・JAが現地を確認します。
- ・工事完了後、工事費から市補助金を差し引いた額をJAより請求いたします。
- ・JAを通して申請する場合、別途事務費が発生します。

JAお問合せ先:078-974-4565 (JA西資産管理センター)



2. 水利施設に対する支援 <市単独補助事業>

■補助活用にあたり注意いただくこと

- 既に工事着手済の場合や他の補助対象にあたる場合は、当補助の対象となりません。
- 緊急等により交付決定前に工事着手する場合は、「事前着手承認申請書」を市へ提出し、市の事前着手承認を受ける必要があります。
(JAを通して申請する場合は、当申請書もJAが市へ提出します。)
- 補助を希望される施設に関連するため池について、法律に基づく「ため池届」が提出されている必要があります。
- 特定ため池について防災工事（廃止工事を含む）を行う際には、法律に基づく「防災工事届」を、市を経由して別途県へ提出する必要があります。

神戸市HPもご覧ください!

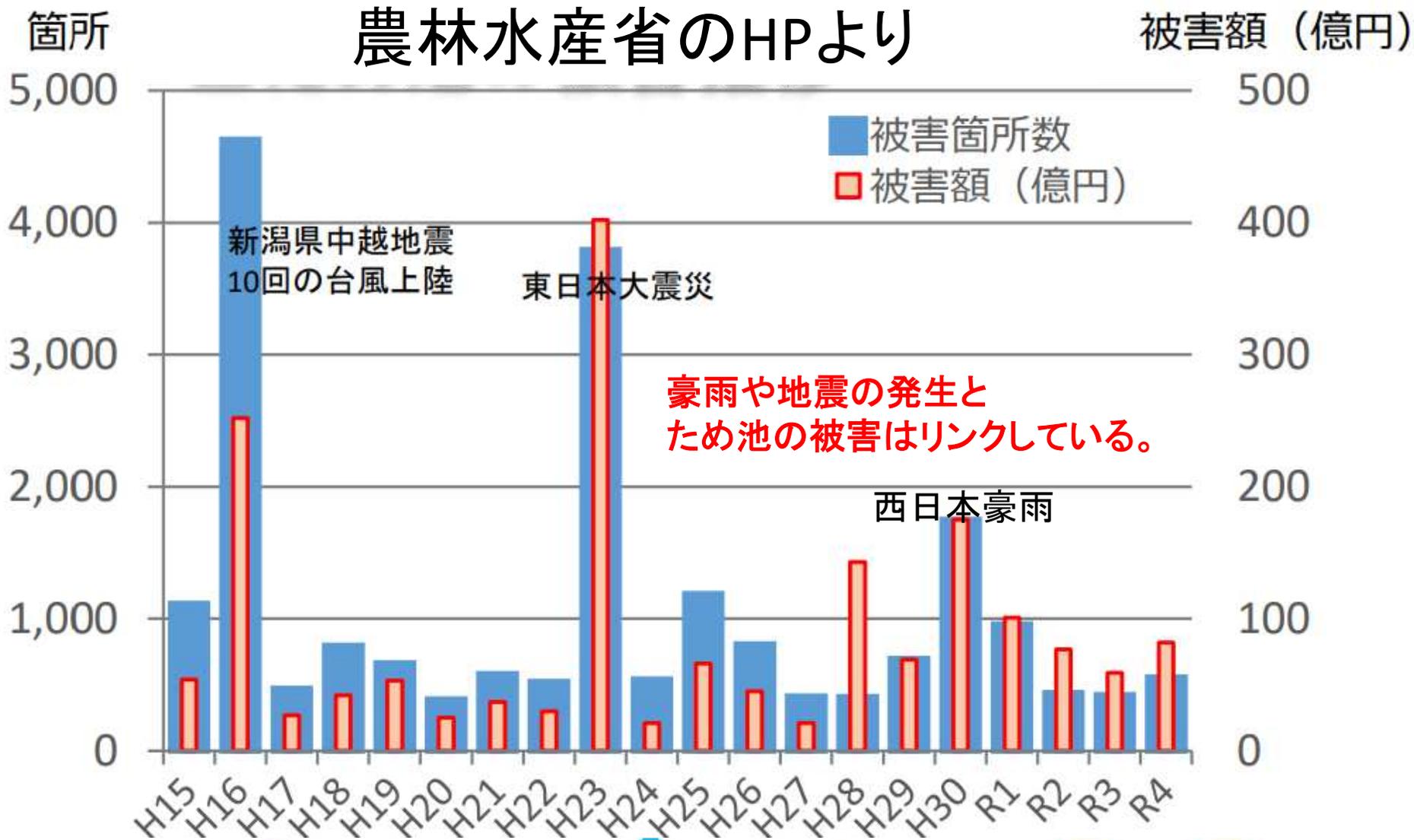
補助事業に対するFAQや関連する要綱等を掲載しています。
「神戸市 水利施設に対する支援」で検索してください。



緊急点検について



農林水産省のHPより



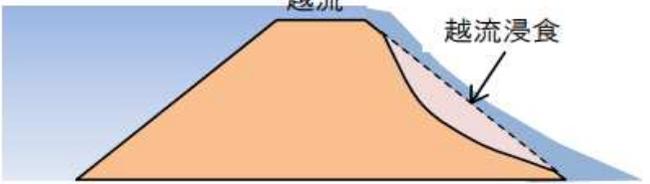
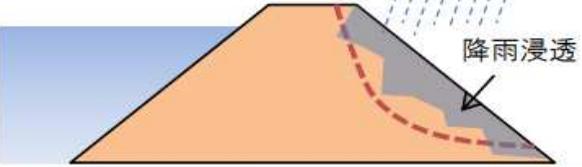
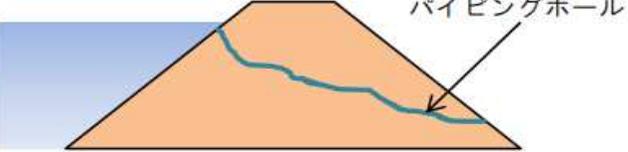
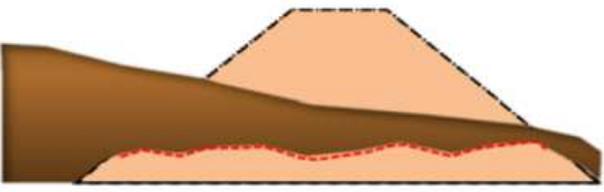
決壊（神戸市でも・・・）

BE KOBE



豪雨により決壊するケース

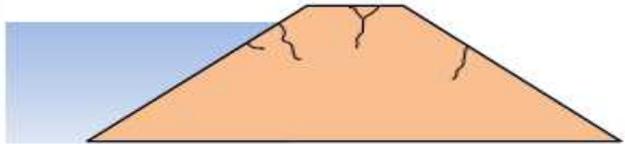
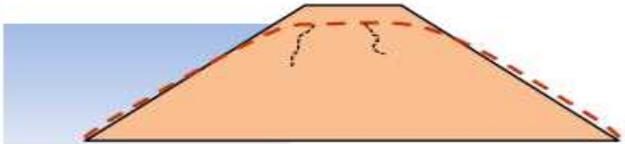
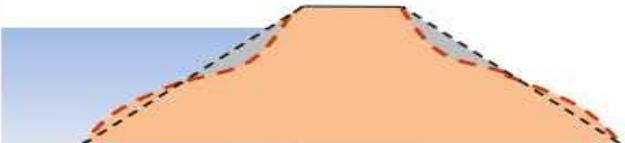
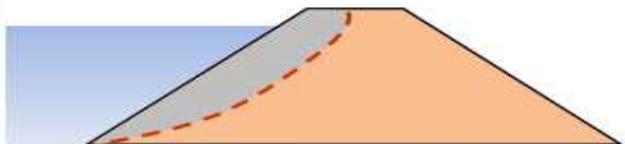
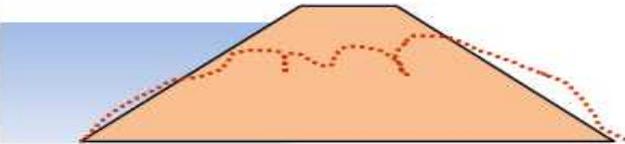
BE KOBE

被災形態	被災メカニズム
<p data-bbox="443 331 676 370"><越流破壊></p> 	<ul data-bbox="943 331 1984 555" style="list-style-type: none"> ・池の水位が急激に上昇し、堤体を超え溢れると、堤体がえぐられ破壊 ・池の水位があがり、堤体への不可が強くなり、決壊 <p data-bbox="943 507 1809 555">※定期点検では洪水吐能力S-2が要注意※</p>
<p data-bbox="421 603 698 641"><すべり破壊></p> 	<ul data-bbox="931 643 1794 691" style="list-style-type: none"> ・堤体が多く水を含み、強度が低下しすべる
<p data-bbox="443 850 676 888"><浸透破壊></p> 	<ul data-bbox="943 850 1984 1010" style="list-style-type: none"> ・老朽化により水を遮る機能が低下している時に、池の水位があがり、堤体への不可が強くなり、破壊 ・堤体に貫通した水の流れ道が発生し破壊 <p data-bbox="943 1026 1928 1074">※定期点検では漏水S-2やパイピングが要注意※</p>
<p data-bbox="365 1121 754 1160"><土石流による決壊></p> 	<ul data-bbox="943 1185 1619 1233" style="list-style-type: none"> ・ため池周辺の土石流が入り破壊



地震により決壊するケース

BE KOBE

被災形態	被災メカニズム
<p data-bbox="421 363 654 400"><クラック></p> 	<p data-bbox="904 368 1955 464">・ひび割れ・池の堤体に対して垂直に入るひびは、水の流れ道になりやすい。</p>
<p data-bbox="421 576 654 612"><沈下></p> 	<p data-bbox="904 612 1980 708">・柔らかい土の上にある堤体は、堤体が沈下する場合あり。</p>
<p data-bbox="421 790 654 826"><斜面崩壊></p> 	<p data-bbox="904 826 1659 863">・堤体の上部が沈下し、下部がはらむ</p>
<p data-bbox="421 1003 654 1040"><斜面すべり></p> 	<p data-bbox="904 1040 1697 1098">・地震により堤体の斜面の土がすべる。</p>
<p data-bbox="421 1217 654 1254"><崩壊></p> 	<p data-bbox="904 1222 1989 1327">・堤体や基礎地盤が液状化し、大きく変化し崩壊・決壊する。</p>





西日本豪雨により被害

- ・ため池上流にあった盛土が崩壊し池に入り込み、池が決壊し女児が亡くなる被害があった。
- ・遺族からは盛土の工事や、ため池の安全管理が適正でなかったとして関係者と裁判中

ため池の決壊(福山市 勝負迫下池)
農林水産省のHPより



管理者

ため池やその管理に瑕疵があり、他人に損害が生じたときは、その損害を賠償する責任を負う事になります。安全対策や管理を適正にしていれば許されることは多い。

所有者

占有者が許された場合、ため池の所有者が損害賠償請求されることがある。安全性を欠いたことによる所有者の賠償責任は、不注意かどうかは関係なく問われる。

第3者による影響

- ・管理者又は所有者は、被害者に支払った損害賠償について、瑕疵を生じさせたことに関して過失ある者に求償できます。
- ・例えば、工事の請負業者に瑕疵が認められた場合、請負業者に対して求償することなどが考えられます。

皆さんが責任を問われる場合があるので、
日常点検や皆さんの安全を第1に確保したうえで災害後の
点検(緊急点検)をしましょう！



緊急点検をしよう

BE KOBE

緊急点検の対象及び点検項目は、联合会さんの配布資料31～34ページをご覧ください。

FAX

联合会さんの資料にある33ページの速報(第1報)を
神戸市役所農政計画課にFAX(078-984-0368)

報告方法はどちらか選べます。

ため池管理アプリ

右のQRコードをスマートフォンで読み取ると、アプリの使い方を、御覧になれます。

アプリの中で各ため池を登録します。
皆さんのため池のQRコードは同封の資料をご確認ください。

※報告が現地でき、慣れれば簡単との声が多いため
ため池管理アプリによる報告を推奨しています。

※災害時の体制整備のため、神戸市ため池関係事業は、ため池管理アプリを使用していることを条件とする場合があります。



農研機構作成 説明動画



◎ ため池管理者のみなさまへ

BE KOBE



- 緊急点検及び報告を行うことで、迅速に管理者と市役所が状況を確認することができます。
- 可能な範囲でアドバイスや支援をすることもできます。
- 自分及び地域の皆さんの安全を守るために、是非よろしくお願ひします。

アプリの使用方法がご不明な場合は
神戸市役所078-984-0372にお問い合わせください。



生物多様性の保全
~里山保全・外来種対策等について~



神戸市 環境局

1. 「生物多様性」とは
2. 生物多様性を守るために
3. 神戸市の取組みについて



「生物多様性」とは



◎ 神戸の豊かな自然環境と生物多様性

BE KOBE

生物多様性とは？

森や草地、水田、河川、海辺など多様な自然の中で、多くの種類の生きものが互いにつながりを持ちながら生息・生育すること。

海



川



溪流



都市河川

大都市には珍しい、多様で豊かな自然環境

山



田園



里地・里山



ため池



◎ 市内の生きものが減っています

BE KOBE

神戸市では約8,000種もの多種多様な生きものが
見つかっている（※2020年度調査結果より）

➡ 絶滅のおそれのある動植物が 932種

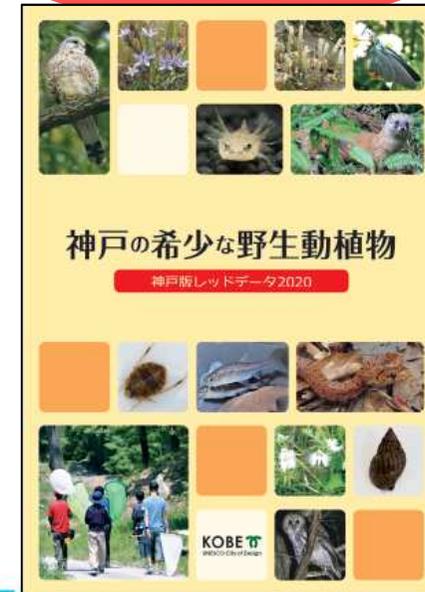
神戸版
レッドリスト
2020



ニホンイシガメ



カワバタモロコ



生物多様性を守るために



- ① **自然を乱さない**
- ② **人の手で守られている自然がある**
- ③ **他所から生きものを持ち込まない・逃がさない**

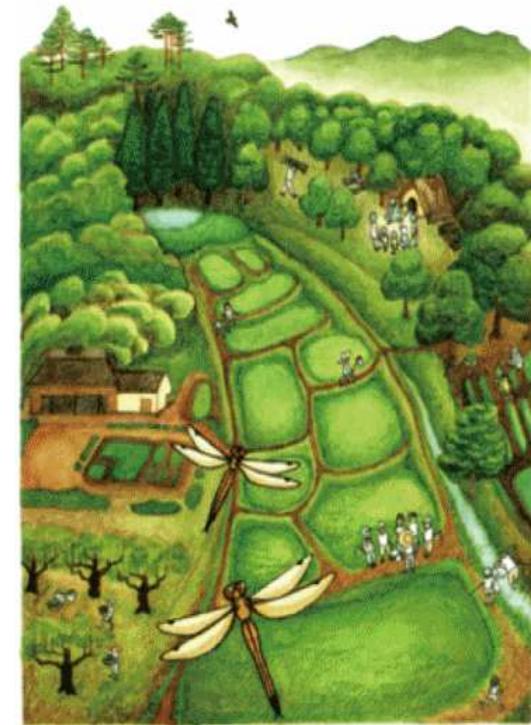


◎ 人の手で守られている自然がある

BE KOBE

里山は、ため池、田んぼや森林、草地など多種多様な環境が隣接して存在し、また人の働きかけ（草刈りや水辺環境の創出など）があった

⇒ 多種多様な生きものが暮らせる空間があった



出典：写真（環境省HP（http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu.html））

：イラスト（環境省HP（<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/seibutu.html>））

◎ 神戸市で確認されている外来生物

BE KOBE



アカミミガメ

市内全域に分布



アメリカザリガニ

市内全域に分布



ウシガエル

市内全域に分布



クビアカツヤカミキリ

西区・北区・灘区で発見



◎ 神戸市で確認されている外来生物①

BE KOBE

アカミミガメ

外来生物
展示センター

外来生物による主な被害

- 水辺の農作物（レンコン等）の食害
- 在来種ニホンイシガメとの競合
- 水草、魚等の食害



知ってる？外来生物

- 令和5年度に特定外来生物に指定され、輸入・販売等が禁止される
- 元々ペットとして飼育。人が野外に放し・逃げ出し拡大
- 神戸市では市民と協力し、毎年約1,000頭を駆除

気をつけること

- 飼っているカメは終生飼育。放さない、逃がさない！

アカミミガメ

- 北米原産の爬虫類
- 1950年代からペットとして大量に輸入（年間約100万匹）されました。成長すると甲らの大きさが30cmにもなり、飼えなくなった飼い主が野外に放したり自ら逃げ出したりして、全国に拡がりました。
- 現在、市内全域の川や池で見られます。

- 水草、藻類などの水生植物、昆虫、エビ、貝、魚などの水生動物を食べるため、水辺の生態系へ影響を与えています。
- ハス（レンコン）、ジュンサイやヒシの実を食べ、農業被害も引き起こします。

- 神戸市では、こうした被害を低減するため、市民団体の防除活動を助成するなど、アカミミガメの駆除を進めています。

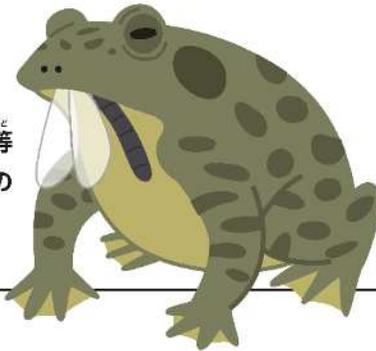


(写真提供) 株式会社 自然回復 32



ウシガエル

外来生物
展示センター



外来生物による主な被害

- 在来種の食害（体が大きく、昆虫、他のカエル、水鳥のヒナなど口に入るものは何でも食べる）
- トノサマガエル等在来のカエルとの競合

知ってる？外来生物

- 特定外来生物
- 食用として輸入されたものが野外に放されたり、逃げ出し全国に分布・拡大
- オタマジャクシは大型（最大で 15 cmになる）
- 「ウォーウォー」と牛に似た太い鳴き声

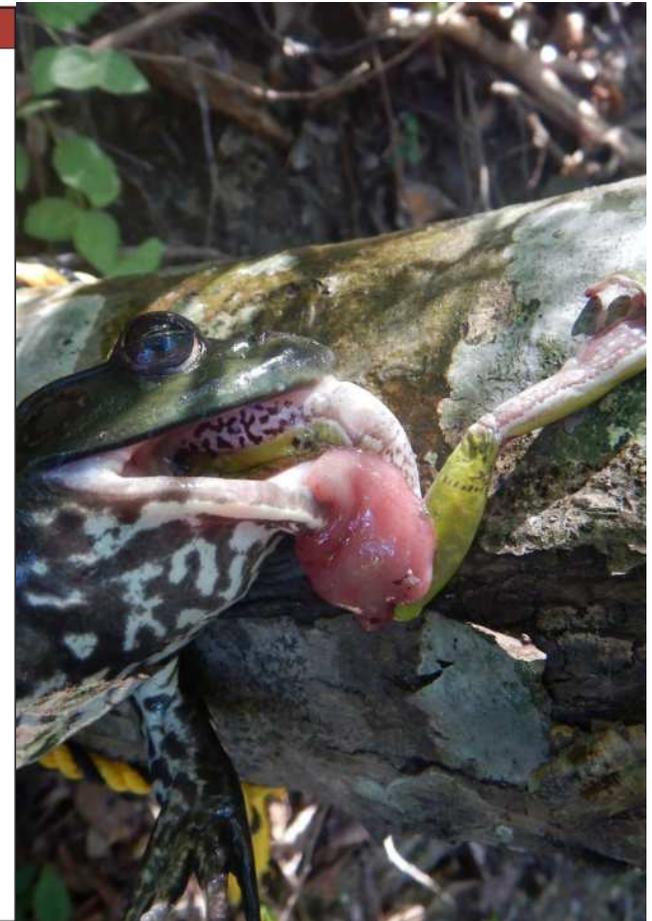
気をつけること

- 捕まえても飼育しない・逃がさない・別の場所に放さない！（飼育・移動は法律で禁止）

ウシガエル

- 北米原産の両生類
- 食用として養殖するために輸入されました。野外に放されたり、自ら逃げ出し、全国に拡がりました。
- 現在、市内全域で見られます。

- 在来種の昆虫類、魚類、カエル類、水鳥のヒナ、ネズミなど、口に入る動くものは何でも食べ、水辺の生態系に大きな影響を与えています。
- 在来種のとノサマガエル等と競合することも心配されます。



(写真提供) 株式会社 自然回復 33



◎ 神戸市で確認されている外来生物③

BE KOBE

アメリカザリガニ

外来生物
展示センター

感じる・知る・考える

外来生物による主な被害

- 水草、魚、両生類、昆虫等の食害
- 他の水生動物の生息環境の悪化（水生植物全滅）
- 水稲の食害、水田の水もれ、畔の破壊



知ってる？外来生物

- 令和5年度に特定外来生物に指定され、輸入・販売等が禁止される
- ウシガエルの餌として輸入
- 学校教材、ペット、釣りの餌等に利用。人が野外に放し、逃げ出し拡大

気をつけること

- 飼育しているザリガニは終生飼育。放さない、逃がさない！

アメリカザリガニ

- 北米原産の甲殻類
- 1927年に食用として神奈川県で養殖されたウシガエルの餌として輸入され、野外に逃げ出しました。
- 学校教材、ペット、釣りの餌等に利用されたものが、野外に放されたり、逃げ出した結果、全国に拡がりました。
- 現在、市内全域の川や池で見られます。

- 水草などの水生植物、昆虫、魚、両生類などの水生動物を食べるため、水辺の生態系へ大きな影響を与えています。
- 大型のザリガニは水生植物を好み、切りとるため、水生植物が全滅し、他の水生動物の生息環境を著しく悪化させます。
- 水田や畔に巣穴を開け、水をもれさせ、畔をくずし、水稲を食べるなど、農業被害も引き起こします。



侵入前 2003年



侵入後 2009年

(写真) 西原昇吾氏(中央大学)
「アメリカザリガニ防除と昆虫類の保全」より



クビアカツヤカミキリ

外来生物による主な被害

- サクラ、ウメ、モモ等のバラ科樹木を食害し、枯らす
- ウメ、モモ等の果樹の農業被害



知ってる？外来生物

- 特定外来生物
- 輸入木材とともに侵入、国内の生息地から侵入
- メス 1 匹が最大で 1000 個産卵

気をつけること

- みつけたら神戸市に連絡を！
(逃げないように殺虫剤をかけて！)

展示センター
外来生物

クビアカツヤカミキリ

- 中国、朝鮮半島、モンゴル等原産の昆虫（甲虫類）
- 2012年に愛知県で確認され、現在12都道府県（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）で確認されています。
- 神戸市では2022年に北区で初めて確認されました。
- 中国等の生息地からの輸入木材が国内に搬入された際の侵入や、国内の生息地からの移動により分布が拡大していると考えられます。
- 幼虫は、サクラ、ウメ、モモなどのバラ科樹木を食害し、被害が進んだ木は枯れてしまいます。
- 成虫は5月末から8月頃に出現し、メス1匹が最大で1000個産卵します。
- 神戸市では、侵入初期であることから根絶を目指しています。
- 被害がみられた場所を中心に、サクラ、ウメ、モモ等に被害がないか調査を実施しています。
- クビアカツヤカミキリの疑いがあるフラス（木くずと糞の混合物）が発見された場合は、環境DNA分析を実施し、確認しています。
- クビアカツヤカミキリ疑いの通報があった場合は、迅速に対応し、確認された場合は駆除します。

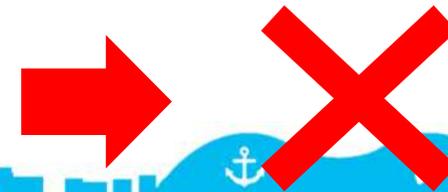


◎ 他所から生きものを持ち込まない・逃がさない

BE KOBE



他所からの生きものの持ち込みは



神戸市の取組みについて



自然環境保全活動への支援

アカミミガメ防除活動

- ・ 最大5万円の補助
- ・ 上位3団体(捕獲数)への表彰
さらに最大10万円の副賞

NEW

最大**15**万円の交付

その他の支援

- ・ 生物多様性保全活動 | 最大10万円
- ・ 水辺清掃活動 | 最大3万円

アカミミガメ



(活用事例) 地元小学生の河川活動



アカミミガメ駆除の様子



◎ スマホでできる生物調査をしてみませんか？

BE KOBE

～アプリを使って夏の生きもの探し～

里山の生きものや神戸市の外来種など15種類の生物が対象



クビアカツヤカミキリ



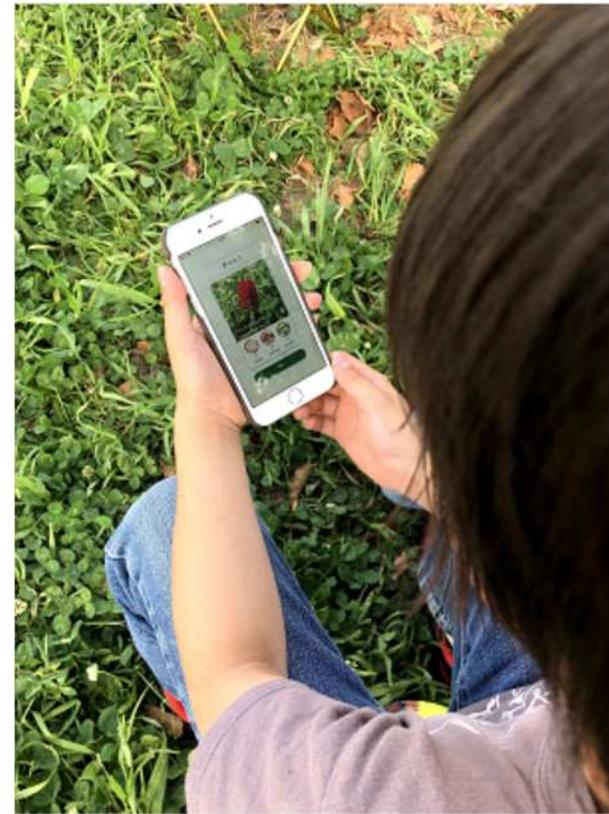
ニホンアマガエル



ミナミメダカ



ツヤアオカメムシ





ため池は、農業用水の確保や治水の他、生態系の重要な役割を担っている場所です。

定期的な草刈りだけでも植生の多様性が守られます。

